

ロシアのかたち(7)

松嶋希会*

2019年4月25日から27日まで、シンガポールで、第29回IPBA年次大会が開催された。IPBAとは、Inter-Pacific Bar Association（環太平洋法曹協会）の略称で、環太平洋地域の法曹のほか、環太平洋地域に関心のある法曹（ヨーロッパやアメリカの弁護士など）も参加している。年次大会では、3日の間、多数のセッションが同時に進行し、参加した弁護士らが、税務とデジタル・エコノミー、IPに関する仲裁、国際商事仲裁における秘匿特権、M&AにおけるAIなど、特定のテーマを議論する。そんな中、今大会では「Russia and Asia in 2019」というセッションが設けられた。

ロシアは、以前からアジアとの関係強化に努めていたが、2014年以降は、アメリカやEUによる制裁がロシアの「東方シフト」を後押ししているともみられている。ビジネスでは、ロシアと東南アジアとの貿易が増えており、また、ロシア企業が東南アジアに進出する例もある。法律家としては、ロシア・ビジネスが紛争の解決地（仲裁地）としてシンガポールや香港を選択するようになってきていることにロシアのアジア・シフトを感じる。これまでは、ロシア企業は、紛争解決地としてロンドンやストックホルムを選択してきたが、EU制裁の影響で、紛争解決に重要な人物がEU圏内に入れられないというリスクを避けるため、EU圏内ではなくアジアでの仲裁を活用し始めている。

IPBAの「Russia and Asia in 2019」セッションには、パネルとして、当のロシアの弁護士、ロシアとの関係が深い中国、韓国と日本の弁護士、これから関係を深めてゆく東南アジア（フィリピン）の弁護士、ロシアに制裁を課しているアメリカ、EU（ドイツ）の弁護士が参加した。中国、韓国と

日本は、ロシアと付き合いがあるといっても、立ち位置は大いに異なる。中国企業のロシア進出は目覚ましいが、中国弁護士が話したのは、中国への投資がいかにロシア企業に魅力的であるか、であった。韓国については、奇しくも、セッション前日、ウラジオストクにおいてロシアと北朝鮮の首脳が初めて会談をしたことがメインピックとなった。ロシアと北朝鮮との関係が進展することにより、ロシアと韓国は地続きの関係になり新たなビジネスチャンスが発生する可能性があるという。

さて、日本。日本企業がロシア市場に邁進中ともロシア企業が日本市場に興味を持ってきているとも語れないため、粛々と、日本企業による近年の極東プロジェクトを紹介した。現在、日露の経済関係を語る際には、2016年に日本政府とロシア政府が合意した8項目の「協力プラン」に言及される。8項目とは、医療、都市作り、中小ビジネス支援、エネルギー、産業多様化・生産性向上、極東の産業振興・輸出基地化、先端技術協力、人的交流である。医療分野では、当局からの許認可取得が障害となるが、かかる許認可が不要であるリハビリセンターや予防医療のセンターの開設に日本の病院や企業が協力している。また、複数の日本企業が先端技術を活用した温室栽培プロジェクトを実施している。極寒の地で、通年、作物を栽培し出荷する。日本の技術導入という点では、木質ペレットや風力発電といった再生可能エネルギー関連のプロジェクトも極東で動いている。8項目とはいっても広汎に渡り、どの項目にも該当しないビジネスを見つけるのは難しいようにも思えるが、上記のような、近年の極東プロジェクトは、日露の「協力プラン」の実例として取り上げられている。

* アンダーソン・毛利・友常法律事務所